

年管発0214第2号
平成26年2月14日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公印省略)

日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領の改正について

地方厚生（支）局が実施する日本年金機構が行う立入検査等の認可に係る処理要領については、平成22年7月23日年発0723第2号「日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領の改正について」をもって通知しているところであるが、日本年金機構より事業所調査件数等の増加に伴う認可申請事務の効率化について要望があったことを踏まえ、今般、別添のとおり改正することとしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、改正後の要領に基づく取扱いについては、本年4月1日より実施する。

日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領

I 地方厚生（支）局が行う認可について

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第100条第1項、健康保険法（大正11年法律第70号）第198条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第146条第1項に規定する立入検査等の実施に係る厚生年金保険法第100条の8、健康保険法第204条の5、船員保険法第153条の5の規定による地方厚生（支）局長が行う認可については、この要領によるものとする。

II 認可に係る審査方法等について

1 審査対象

- (1) 未適用事業所に対する加入指導、立入検査
- (2) 適用事業所に対する調査（事業所調査）

2 審査方法

日本年金機構ブロック本部（以下「ブロック本部」という。）から認可申請書（別添1）が提出されたときは、日本年金機構年金事務所（以下「年金事務所」という。）が行う立入検査等の対象となる事業所について、次により審査を行うこと。

なお、審査については別紙の審査基準により行うこと。

(1) 認可申請書の対象事業所数

立入検査等を行う対象事業所数について、認可申請書（別添1）に添付されている認可対象事業所総括表（別添1-1）の対象事業所数と、年金事務所ごとの認可申請対象事業所リスト（別添1-2）の対象事業所数が一致するか確認する。

(2) 認可申請を行う理由

認可申請対象事業所リストに記載されている申請理由が、次のいずれかに該当しているか審査を行う。

- ① 未適用事業所への加入指導、立入検査
- ② 適用事業所への調査
- ③ 情報提供による未適用事業所への加入指導、立入検査
- ④ 情報提供による適用事業所への調査
- ⑤ 会計検査院の検査による事業所調査

※ 年金事務所において、既に認可済の事業所に対し、別の理由で立入検査等が必要となった場合には、認可有効期限内であっても新たな理由に基づく認可申請がなされること。

(3) 立入検査等予定時期

認可申請対象事業所総括表、認可申請対象事業所リストの表上に記載

- された立入検査等の実施予定の時期を確認すること。
- (4) 認可申請の理由が情報提供によるもの場合は、認可申請対象事業所リストにより、情報提供元等及び情報提供年月日並びに回答期限を確認すること。
 - (5) 会計検査院の検査による事業所調査の場合は、認可申請対象事業所リストの備考欄に会計検査院の現地検査の年月日が記入されていることを確認すること。
 - (6) 認可有効期限切れによる再認可申請については、認可申請対象事業所リストの備考欄に再認可申請の理由が記入されているかを確認すること。
 - (7) 認可の審査を行うにあたり内容確認を要する場合は、ブロック本部へ確認すること。なお、認可申請については、原則、添付書類を要しないものとし、個別ケースにおいて関係資料等の確認を要する場合は、必要最小限の範囲にとどめることとする。

3 認可書の交付

- (1) 地方厚生（支）局
 - ① 認可書（別添2）は、決裁終了後公印を押印のうえブロック本部あてに送付する。なお、決裁終了後認可書（原本）を送付する前に認可書の写しをメールでブロック本部に送信すること。
 - ② 認可申請に記載された対象事業所すべてに対し認可する場合には、一覧表の添付を省略すること。
- (2) ブロック本部

地方厚生（支）局から送付された認可書は、ブロック本部で保管することとし、該当する年金事務所には認可書の写しがメールで送信されるものであること。
- (3) 認可効力の引継ぎ

既に認可済の事業所が所在地変更により、他の年金事務所の管轄となった場合の認可効力は、変更後の所在地を管轄する年金事務所に引き継ぐこととなり、新たな認可申請を要しないこと。

また、認可申請を行ったブロック本部から地方厚生（支）局あて引継書（別添3）が、引き継ぎを受ける年金事務所を管轄するブロック本部へは引継書（写）が送付されること。

なお、当該事業所に係る実績報告書等については、変更後の所在地を管轄する地方厚生（支）局になされるものであること。

4 認可書に係るスケジュール

- (1) 年金事務所が行う立入検査等の認可のスケジュールについては、次の期限（土、日、祝日にあたる場合はその翌日の営業日）によることとする。

ブロック本部から地方厚生（支）局への提出期限	地方厚生（支）局からブロック本部への回答期限
毎月 20 日	毎月 25 日

- (2) 申請に当たっては、原則として提出日が属する月の翌月に立入検査等を行う予定のものについて申請することとする。

※ 上記以外のスケジュールで緊急を要する認可は、ブロック本部と地方厚生（支）局で個別に調整を行うこと。なお、緊急を要する認可に当たっては、認可申請対象事業所リストの備考欄に緊急を要する理由が記入されていることを確認すること。

5 実施結果の報告

- (1) 認可有効期限経過後報告及び年度報告

年金事務所において実施した立入検査等について、①認可後1年（認可有効期限が）経過した時点での実施状況を別添4、4-1及び4-2により、②前年度の実施状況を別添5及び5-1によりブロック本部から地方厚生（支）局あて報告されるので、適正に調査が実施されているかを確認のうえ保管すること。

なお、当該報告のスケジュールについては、次の期限（土、日、祝日にあたる場合はその翌日の営業日）によることとする。

① 認可有効期限経過後報告

ブロック本部から地方厚生（支）局への提出期限
認可有効期限が経過した日の属する月の翌月 20 日

② 前年度報告

ブロック本部から地方厚生（支）局への提出期限
平成25年度 11月30日
平成26年度以降 5月31日

- (2) 各報告について、内容等確認を要する場合は、ブロック本部へ確認すること。なお、実施結果の報告については、原則、添付書類を要しないものとし、個別ケースにおいて関係資料等の確認を要する場合は、必要最小限の範囲にとどめることとする。

6 その他

- (1) 未適用事業所に対する加入指導、立入検査及び適用事業所に対する調査（事業所調査）は、認可の日から起算して1年間有効であること。
- (2) 当該認可事務を効率的に行うことを目的とし、ブロック本部から当該年度の行動計画の提供を受けることとする。

審査基準

審査項目	審査細目	内容	着眼点
未適用事業所への立入検査	対象事業所	認可申請書の対象となる事業所数を確認	立入検査等を行う事業所について、認可申請書に添付されている認可申請対象事業所総括表(別添1-1)の事業所数と認可申請書対象事業所リスト(別添1-2)の事業所数が一致すること。また、ブロック本部から提供を受けた当該年度の行動計画と大幅な乖離がないか確認すること。
	申請理由	認可申請書及び認可申請データに記載されている認可申請を行う理由が未適用事業所への加入指導、立入検査であるかを審査	認可申請対象事業所リスト(別添1-2)に記載されている申請理由を確認すること。
	立入検査等予定時期	立入検査等の実施予定が翌月分であるかを確認	認可申請対象事業所総括表(別添1-1)及び認可申請対象事業所リスト(別添1-2)に実施予定時期が記載されていること。
適用事業所への事業所調査	対象事業所	認可申請書の対象となる事業所数を確認	立入検査等を行う事業所について、認可申請書に添付されている認可申請対象事業所総括表(別添1-1)の事業所数と認可申請書対象事業所リスト(別添1-2)の事業所数が一致すること。また、ブロック本部から提供を受けた当該年度の行動計画と大幅な乖離がないか確認すること。
	申請理由	認可申請書及び認可申請データに記載されている認可申請を行う理由が適用事業所への事業所調査であるかを確認	認可申請対象事業所リスト(別添1-2)に記載されている申請理由を確認すること。
	立入検査等実施予定時期	立入検査等の実施予定が翌月分であるかを確認	認可申請対象事業所総括表(別添1-1)及び認可申請対象事業所リスト(別添1-2)に実施予定時期が記載されていること。

審査項目	審査細目	内容	着眼点
情報提供による未適用事業所への立入検査	対象事業所	認可申請書の対象となる事業所数を確認	立入検査等を行う事業所について、認可申請書に添付されている認可申請対象事業所総括表(別添1-1)の事業所数と認可申請対象事業所リスト(別添1-2)の事業所数が一致すること。
	申請理由	認可申請書及び認可申請データに記載されている認可申請を行う理由が情報提供による未適用事業所への加入指導、立入検査であるかを審査	認可申請対象事業所リスト(別添1-2)に記載されている申請理由を確認すること。
	立入検査等実施予定時期	立入検査等の実施予定が翌月分であるかを確認	認可申請対象事業所総括表(別添1-1)及び認可申請対象事業所リスト(別添1-2)に実施予定時期が記載されていること。
情報提供による適用事業所への調査	情報提供に関する事項	情報提供元等、情報提供年月日及び回答期限を確認	認可申請対象事業所リスト(別添1-2)に情報提供元等及び情報提供年月日並びに回答期限が記載されていること。
	対象事業所	認可申請書の対象となる事業所数を確認	立入検査等を行う事業所について、認可申請書に添付されている認可申請対象事業所総括表(別添1-1)の事業所数と認可申請対象事業所リスト(別添1-2)の事業所数が一致すること。
	申請理由	認可申請書及び認可申請データに記載されている認可申請を行う理由が情報提供による適用事業所への調査であるかを確認	認可申請対象事業所リスト(別添1-2)に記載されている申請理由を確認すること。
	立入検査等予定時期	立入検査等の実施予定が翌月分であるかを確認	認可申請対象事業所総括表(別添1-1)及び認可申請対象事業所リスト(別添1-2)に実施予定時期が記載されていること。
情報提供による適用事業所への調査	情報提供に関する事項	情報提供元等、情報提供年月日及び回答期限を確認	認可申請対象事業所リスト(別添1-2)に情報提供元等及び情報提供年月日並びに回答期限が記載されていること。

審査項目	審査細目	内容	着眼点
会計検査院の検査による事業所調査	対象事業所	認可申請書の対象となる事業所数を確認	立入検査等を行う事業所について、認可申請書に添付されている認可申請対象事業所総括表(別添1-1)の事業所数と認可申請対象事業所リスト(別添1-2)の事業所数が一致すること。
	申請理由	認可申請書及び認可申請データに記載されている認可申請を行う理由が会計検査院の検査による事業所調査であるかを確認	認可申請対象事業所リスト(別添1-2)に記載されている申請理由を確認すること。
	立入検査等実施予定時期	立入検査等の実施予定が翌月分であるかを確認	認可申請対象事業所総括表(別添1-1)及び認可申請対象事業所リスト(別添1-2)に実施予定時期が記載されていること。

第 〇〇〇〇 号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 厚生(支)局長 殿

日本年金機構〇〇ブロック本部長 ⑩

立入検査等に係る認可申請について

厚生年金保険法第百条第一項、健康保険法第百九十八条第一項、船員保険法第百四十六条第一項の規定に基づく立入検査等の実施にあたり、管内年金事務所分を別添のとおり取りまとめたので認可申請対象事業所総括表及び認可申請対象事業所リストを付して認可申請する。

本文中の条文については、申請内容に合わせて適宜変更のうえ使用すること(例:船員保険のみの認可申請の場合、条文を船員保険のみに変更)

照会先 日本年金機構〇〇ブロック本部

厚生年金適用支援グループ 〇〇

TEL

平成〇〇年度(〇月実施予定)認可申請対象事業所リスト

申請理由	対象事業所数	事業所名称	事業主名	事業所所在地	情報提供元等	情報提供年月日	回答期限	再認可申請分	備考
未適用事業所への加入指導、立入検査	件	A事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇—〇—〇					
		B事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇—〇—〇					
適用事業所への調査	件	C事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇—〇—〇					平成〇年〇月〇日認可分理由追加
		D事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇—〇—〇				○	・平成〇年〇月〇日認可 ・事業所との接触に時間を要したうえ、認可期限内の日程調整ができなかったため。
情報提供による未適用事業所への加入指導、立入検査	件	E事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇—〇—〇	〇〇労働局 (派遣元事業主等における 社会保険の適用の適正化)	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日		
		F事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇—〇—〇	〇〇運輸局	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日		
		G事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇—〇—〇	〇〇労働局 (公共職業安定所との連携 による適用の適正化)	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日		
情報提供による適用事業所への調査	件	H事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇—〇—〇	H事業所従業員	平成〇年〇月〇日			
会計検査院の検査による事業所調査	件	I事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇—〇—〇					平成〇年〇月〇日会計検査院検査事業所
		JF事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇—〇—〇					

- 注1) 既に認可済みの事業所について、認可有効期限内に立入検査等が未実施である場合及び立入検査等を継続する必要性が生じたために、同一の申請理由で改めて認可申請をするものについては、「再認可申請分」欄に○を付すこと。なお、前回の認可年月日及び認可期限切れの理由を「備考」欄に記入すること。
- 注2) 既に認可済の事業所に対し、別理由の立入検査等が必要となった場合は「備考」欄に「平成〇年〇月〇日認可分理由追加」と記入すること。
- 注3) 「会計検査院の検査による事業所調査」の場合については、「備考」欄に「平成〇年〇月〇日会計検査院検査事業所」と記入すること。
- 注4) 緊急を要する認可申請の場合については、「備考」欄に緊急を要する理由を記入すること。

第 ○○○○ 号
平成○年○月○日

日本年金機構○○ブロック本部長 殿

○ ○厚生（支）局長 ㊟

認 可 書

平成○年○月○日付第○○○○号で申請のあった厚生年金保険法第百条第一項、健康保険法第百九十八条第一項及び船員保険法第百四十六条第一項の規定に基づく立入検査等の実施については、厚生年金保険法第百条の八、健康保険法第二百四条の五及び船員保険法第百五十三条の五の規定に基づき別添のとおり認可する。

なお、認可の有効期間は、認可の日から起算して1年間とする。

【本文中の条文については、申請内容に合わせ適宜変更のうえ
使用すること（例：船員保険のみの認可申請の場合、条文を
船員保険のみに変更）】

第 〇〇〇〇 号
平成〇年〇月〇日

〇 〇 厚生（支）局長 殿

日本年金機構〇〇ブロック本部長 ⑩

立入検査等に係る認可済事業所の引継ぎについて

平成〇年〇月〇日付第〇〇〇〇号により認可された事業所について、下記のとおり所在地変更が行なわれ、管轄する年金事務所が変更となったので連絡する。

記

- ・ 事業所名称 〇〇〇〇
- ・ 認可理由 「情報提供による適用事業所への調査」
- ・ 変更前事業所所在地 〇〇県〇〇市〇〇
- ・ 変更前管轄年金事務所 〇〇年金事務所
- ・ 変更後事業所所在地 〇〇県〇〇市〇〇
- ・ 変更後管轄年金事務所 〇〇年金事務所

変更前管轄年金事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局と変更後管轄年金事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局が異なる場合は、変更前管轄年金事務所を管轄するブロック本部からそれぞれの地方厚生（支）局に対して送付される。

照会先 日本年金機構〇〇ブロック本部
厚生年金適用支援グループ 〇〇
TEL

第 〇〇〇〇 号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 厚生（支）局長 殿

日本年金機構〇〇ブロック本部長 ⑩

立入検査等に係る調査結果報告（平成〇〇年〇月認可分）について

立入検査等に係る調査結果報告（平成〇〇年〇月認可分）について、管内年金事務所分を別添のとおり取りまとめたので、調査結果報告総括表及び調査結果報告事業所リストを付して報告する。

照会先 日本年金機構〇〇ブロック本部

厚生年金適用支援グループ 〇〇

TEL

日本年金機構が行う立入検査等に係る調査結果報告【総括表】(平成〇〇年〇月認可分)

日本年金機構〇〇ブロック本部

① 年金事務所名	② 認可件数	③ 実施等件数 (④ウ+⑤+⑥)	④ 立入検査等実施件数			⑤ 立入検査等 実施不能事業所件数 (行方不明等)	⑥ 立入検査等 未実施件数	⑦ 備考
			ア 事業所に対する指摘有	イ 事業所に対する指摘 無	ウ 合計(ア+イ)			
〇〇年金事務所	4	4	1	1	2	1	1	
小計	4	4	1	1	2	1	1	
合計								

注1) 認可月毎の結果報告となるため、「②認可件数」と「③実施等件数」は同数となること。

注2) 「③ 実施等件数」欄については、別添4-2の「②対象事業所数」の合計を計上すること。

注3) 「④ 立入検査等実施件数」「⑤ 立入検査等実施不能事業所件数(行方不明等)」「⑥ 立入検査等未実施件数」欄については、別添4-2の各欄に「○」が付された件数の合計を計上すること。

注4) 総括表が複数頁になる場合には、「小計」の行は全頁に、「合計」の行は最終頁のみに記入すること。

日本年金機構が行う立入検査等に係る調査結果報告【事業所リスト】(平成〇〇年〇月認可分)

①申請時の理由	②対象事業所数	③事業所名称	④事業主名	⑤事業所所在地	⑥立入検査等認可年月日	⑦立入検査等実施年月日	⑧立入検査等の結果		⑨立入検査等実施不能事業所(行方不明等)	⑩立入検査等未実施	⑪再認可申請の有無		⑫「⑨、⑩、⑪」の理由	備考
							事業所に対する指摘有	事業所に対する指摘無			認可有効期限切れ	調査の継続が必要		
未適用事業所への加入指導、立入検査	2件	A事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	平成22年2月1日					〇	〇		事業所との接触に時間を要したうえ、認可期限内の日程調整ができなかったため(平成〇年〇月再認可申請予定)。	
		B事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	平成22年2月1日	平成22年7月3日	〇							
適用事業所への調査	2件	C事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	平成22年2月1日	平成22年7月30日	〇					〇	7/30日調査を行ったところ、〇〇〇〇のため、引き続き調査が必要である(平成〇年〇月再認可申請予定)。	
		D事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	平成22年2月1日				〇				7/31登記簿上の所在地へ赴くも事業所なし。調査するも移転先不明。	
情報提供による未適用事業所への加入指導、立入検査	2件	E事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	平成22年2月1日	平成22年7月31日	〇							
		F事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	平成22年2月1日	平成22年7月31日	〇							
情報提供による適用事業所への調査	2件	G事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	平成22年2月1日	平成22年7月3日	〇							
		H事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	平成22年2月1日	平成22年7月3日	〇							平成〇年〇月〇日、〇〇年金事務所から引継ぎ
会計検査院の検査による事業所調査	3件	I事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	平成22年2月1日	平成22年7月5日	〇							
		J事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	平成22年2月1日	平成22年7月5日	〇							
		KJ事業所	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	平成22年2月1日	平成22年7月5日	〇							

注1) 当該リストについては、認可された認可申請対象事業所リスト(別添1-2)から、①~⑤欄を複写のうえ作成し、⑥~⑫欄はその実績等を記載すること。なお、事業所の引継ぎが行われたものは、追加の上記載し、備考欄に「平成〇年〇月〇日、〇〇年金事務所から引継ぎ」と記載すること。

注2) 「⑦立入検査等実施年月日」欄については、同一事業所に複数回にわたって立入検査等を実施している場合は最終の立入検査等を実施した日付を記載すること。

注3) 「⑧立入検査等の結果」欄については、該当する欄に「〇」を記入すること。

なお、「事業所に対する指摘有」は、届書の提出漏れ等により何らかの届書の提出が必要である旨の指摘を行った場合、「事業所に対する指摘無」は、特段、届書等の提出がなかった場合とすること。

注4) 「⑨立入検査等実施不能事業所(行方不明等)」欄については、該当する場合に「〇」を記入すること。なお、該当した場合は「⑫ ⑨、⑩、⑪の理由」欄に理由を具体的に付記すること。

注5) 「⑩立入検査等未実施」欄については、該当する場合に「〇」を記入すること。なお、該当した場合は「⑫ ⑨、⑩、⑪の理由」欄に理由を具体的に付記すること。

注6) 「⑪再認可申請の有無」欄については、該当する場合に「〇」を記入すること。なお、該当した場合は「⑫ ⑨、⑩、⑪の理由」欄に具体的な理由及び再認可申請予定時期を付記すること。

第 〇〇〇〇 号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 厚生（支）局長 殿

日本年金機構〇〇ブロック本部長 ⑩

立入検査等に係る調査結果報告（平成〇〇年度）について

立入検査等に係る調査結果報告（平成〇〇年度）について、管内年金事務所分を別添のとおり取りまとめたので、調査結果報告年度整理表を付して報告する。

照会先 日本年金機構〇〇ブロック本部

厚生年金適用支援グループ 〇〇

TEL

日本年金機構が行う立入検査等に係る調査結果報告【年度整理表】(平成〇〇年度)

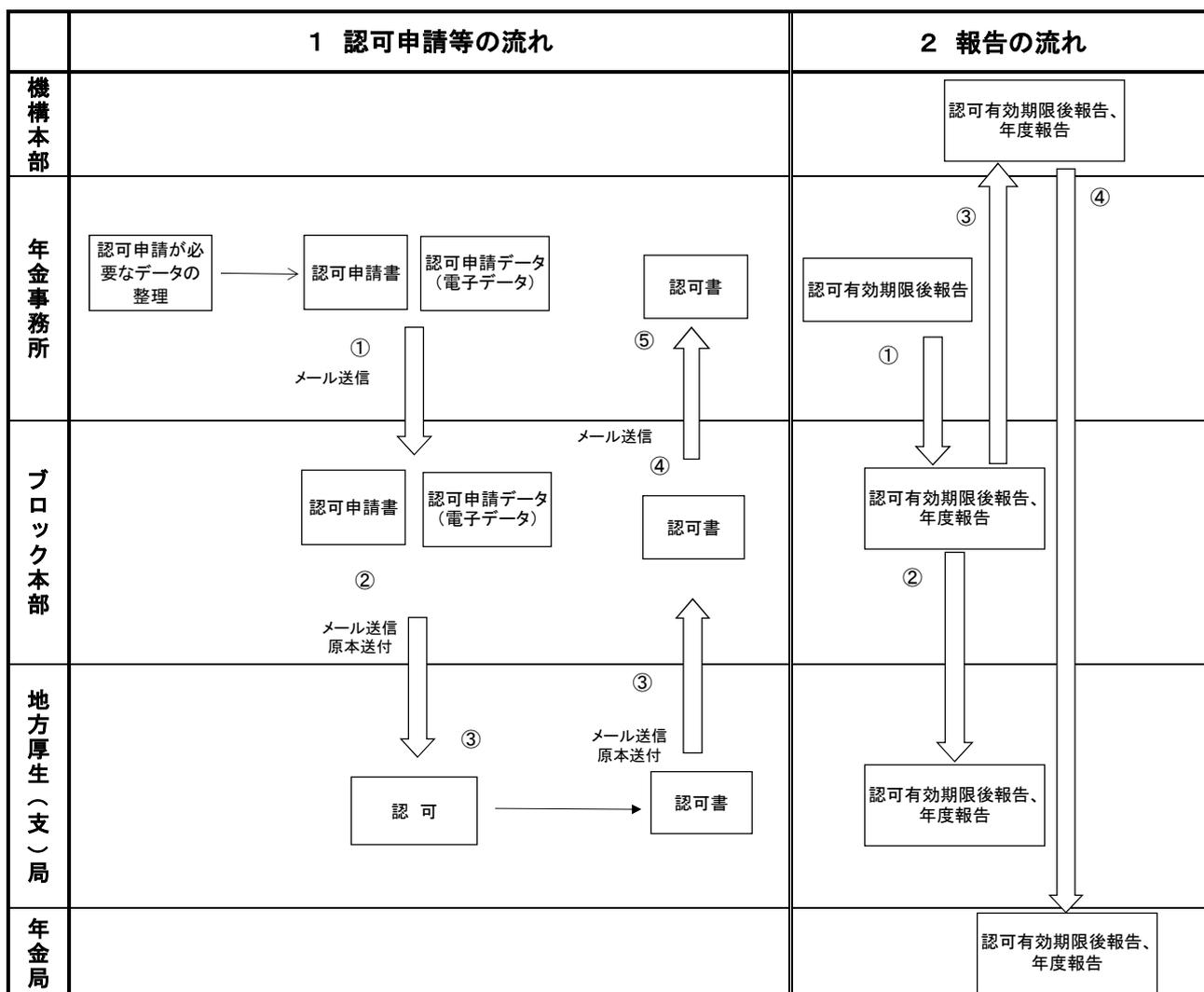
日本年金機構〇〇ブロック本部

① 年金事務所名	② 認可件数	③ 実施等件数 (④ウ+⑤+⑥)	④ 立入検査等実施件数			⑤ 立入検査等実施不能 事業所件数 (行方不明等)	⑥ 立入検査等未実施	⑦ 備 考
			ア 事業所に対する指摘有	イ 事業所に対する指摘無	ウ 合計(ア+イ)			
〇〇	4	4	1	1	2	1	1	
小計		4	1	1	2	1	1	
合計								

注1) 年度整理表は、前年度3月末までに認可を受けた事業所の状況を全て計上することとなるため、「② 認可件数」と「③ 実施等件数」は同数となること。

注2) 年度整理表が複数頁になる場合には、「小計」の行は全頁に、「合計」の行は最終頁のみに記入すること。

立入検査等の認可申請及び報告の流れ



1 認可申請等の流れ

- ① 年金事務所は、認可申請書及び立入検査等が必要な事業所データを作成し、ブロック本部にメールにより提出する。
- ② ブロック本部では、各年金事務所から提出された認可申請書等を取りまとめのうえ、地方厚生(支)局にメールにより申請後、速やかに原本を送付する。
- ③ 地方厚生(支)局では、ブロック本部から申請された認可申請書を審査し、決裁のうえ、認可書を作成しブロック本部にメールにより通知後、速やかに原本を送付する。
- ④ ブロック本部は、認可書の内容を確認のうえ、認可書を年金事務所にメールにより連絡する。なお、認可書(原本)は、ブロック本部において保管する。
- ⑤ 年金事務所は、認可書の内容を確認し、立入検査等を実施する。

2 報告の流れ

- ① 年金事務所にて調査結果報告【事業所リスト】(平成〇〇年〇月認可分)又は【年度整理表】(平成〇〇年度)を作成し、ブロック本部に送付する。
- ② ブロック本部は年金事務所から送付のあった上記2の①を基に調査結果報告【総括表】(平成〇〇年〇月認可分)又は【年度別整理表】(平成〇〇年度)を作成し、地方厚生(支)局へ提出する。
- ③ 同様の報告書をブロック本部から、機構本部に送付する。
- ④ 機構本部は全国分をとりまとめの上、年金局へ提出する。

日本年金機構が実施する立入検査等に係る 地方厚生（支）局の認可等について

1 認可が必要な場合

厚生年金保険法第100条第1項、健康保険法第198条第1項及び船員保険法第146条第1項の規定に基づき、被保険者の資格、標準報酬及び保険料に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査する（以下「立入検査等」という。）場合においては、厚生年金保険法第100条の8、健康保険法第204条の5及び船員保険法第153条の5により、地方厚生（支）局の認可が必要となるが、当該認可が必要となるものを以下に例示する。

(1) 未適用事業所への加入指導、立入検査

未適用事業所に対する機構職員による重点加入指導（呼出による加入指導、戸別訪問による加入指導）及び立入検査を行う場合

(2) 適用事業所への調査

① 新規適用（任意適用を含む。）後に事業主等に対して諸帳簿等の提出若しくは提示を命ずる場合又は立入検査を行う場合

② 定時決定の際、事業主等を算定会場等へ呼び出しの上、標準報酬等に関し必要な調査を行うため、あらかじめ事業主等に対して諸帳簿等の提出若しくは提示を命ずる場合又は立入検査を行う場合

③ 船員保険の基準日届の提出時に事業主等に対して諸帳簿等の提出若しくは提示を命ずる場合又は立入検査を行う場合

(3) 情報提供による未適用事業所への加入指導、立入検査

一般の方及び関係省庁等からの情報提供等により実施する未適用事業所に対する機構職員による重点加入指導（呼出による加入指導、戸別訪問による加入指導）及び立入検査を行う場合

(4) 情報提供による適用事業所への調査

一般の方及び関係省庁等からの情報提供等に基づき、事業主等に対して諸帳簿等の提出若しくは提示を命ずる場合又は立入検査を行う場合

(5) 会計検査院の検査による事業所調査

会計検査院の検査に基づき、事業主等に対して諸帳簿等の提出若しくは提示を命ずる場合又は立入検査を行う場合

<参考>上記（3）及び（4）における関係省庁等からの情報提供

- ・ 「派遣元事業主等における社会保険の適用の適正化に係る日本年金機構ブロック本

部と都道府県労働局との連携に係る留意事項について」(平成 22 年 1 月 29 日付け職需発 0129 第 6 号・年管管発 0129 第 2 号)

- ・ 「改正雇用対策法及び外国人指針に基づく事業主指導等の具体的な対応について」(平成 19 年 10 月 1 日付け基監発第 1001001 号・基徴発第 1001001 号・職外発第 1001001 号・職需発第 1001001 号・能外発第 1001001 号・庁保険発第 1001001 号)
- ・ 「公共職業安定所との連携による適用の適正化について」(平成 22 年 6 月 14 日付け年管管発 0614 第 3 号)
- ・ 「自動車運送事業者の社会保険の加入状況に係る情報提供の活用等について」(平成 21 年 10 月 1 日付け庁文発第 1001001 号)
- ・ 「市区町村から提供される事業所情報の活用について」(平成 20 年 5 月 30 日付け庁保険発第 0530002 号)

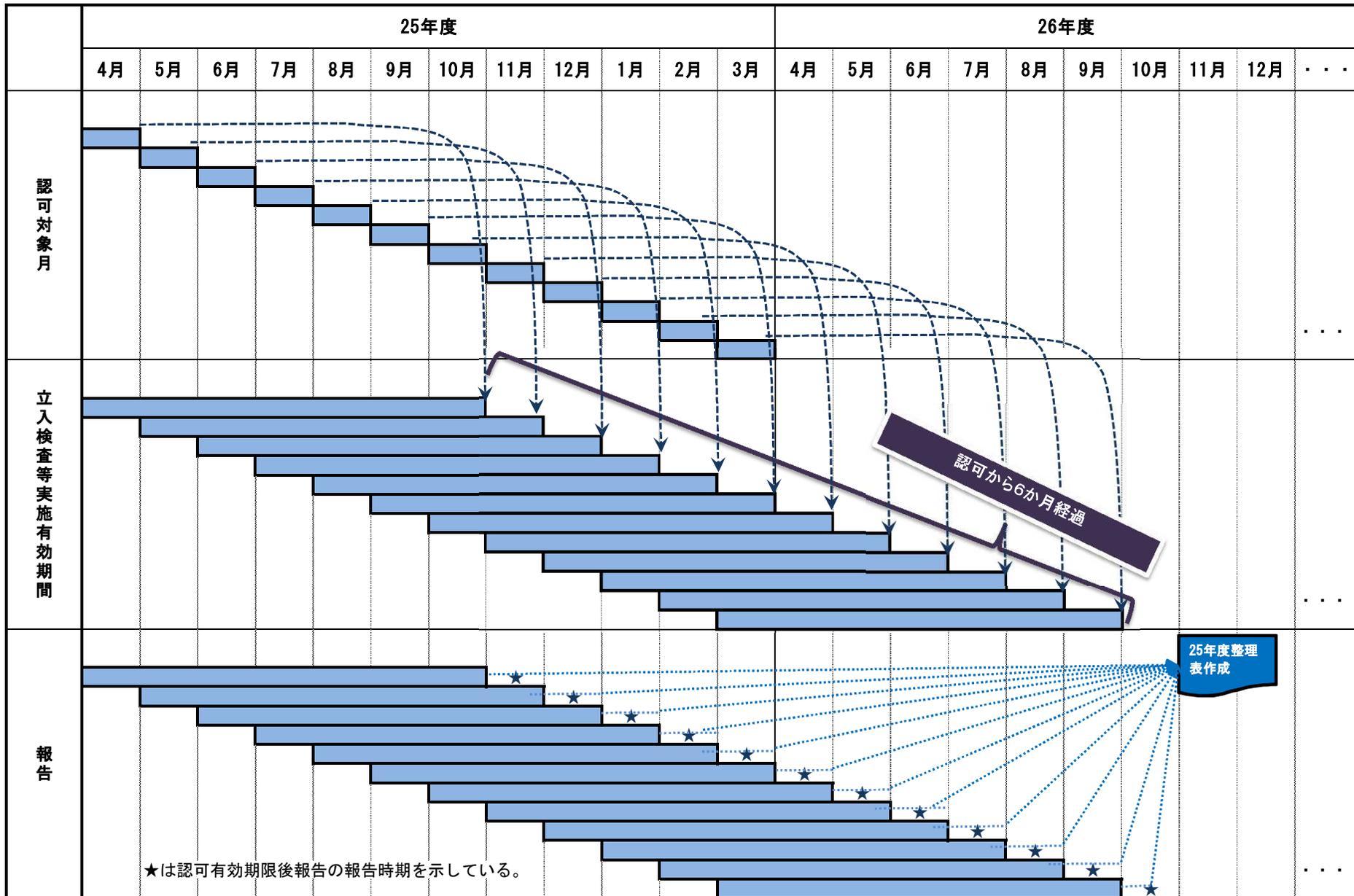
2 認可が必要ない場合

被保険者の資格、標準報酬及び保険料の決定に関し、当該事務を行う範囲において、事業主等に対し、質問の実施、賃金台帳等の帳簿を確認することは、機構に委任された被保険者の資格、標準報酬及び保険料の決定に関する事務の遂行上必要な行為として、立入検査等には該当しないものであるから、地方厚生（支）局の認可は必要ない。なお、当該認可を必要としないものを以下に例示する。

- (1) 新規適用（任意適用を含む。）届又は全喪届の審査段階で帳簿等を確認する場合（拒否された場合であって必要とする場合は認可の対象となる。ただし、任意適用の場合は適用後に認可の対象となる。）
- (2) 算定基礎届の審査段階で帳簿等を確認する場合（拒否された場合であって必要とする場合は認可の対象となる。）
- (3) 未適用事業所に対する民間委託業者による加入勧奨（電話、文書、訪問）
- (4) 労働局等からの情報提供により調査票の送付等によって行う確認
- (5) 船員保険の基準日届の提出時に事業所の協力により帳簿等を確認する場合（拒否された場合であって必要とする場合は認可の対象となる。）

平成25年度分
日本年金機構が行う立入検査等に係る報告スケジュールについて

(参考3)



平成26年度分以降
日本年金機構が行う立入検査等に係る報告スケジュールについて

(参考3)

